

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に係る情報システム改修事業

事業目的

母子保健情報の利活用を推進するため、乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。

事業内容

妊婦健診や乳幼児健診で実施する項目のうち、標準的な電子的記録様式として定める項目について、中間サーバーへの副本登録にかかる経費（データ標準レイアウトの改版に伴う市町村のシステム改修等）について補助する。

実施主体 市町村

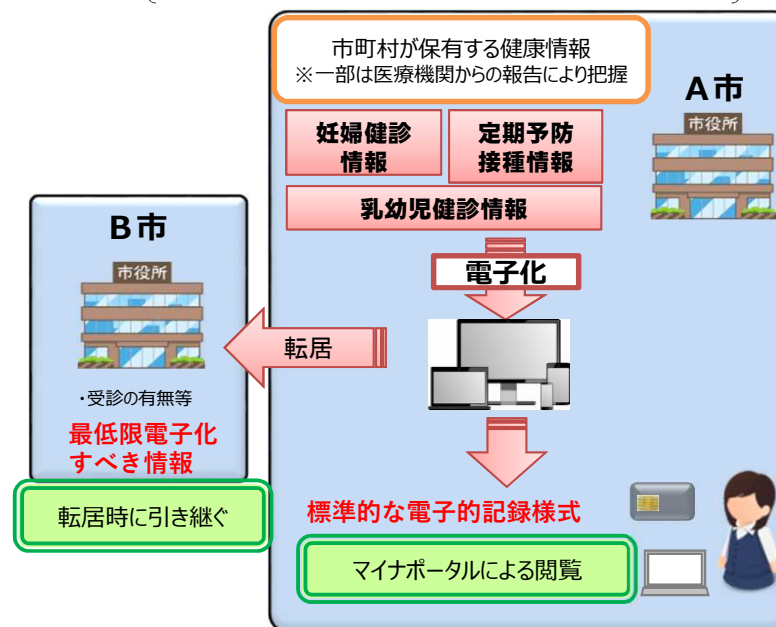
補助率 2/3

スケジュール（予定）

2019年7月頃 データ標準レイアウト（最終版）デジタルPMO公開
 順次、自治体においてシステムの改修
 2020年7月～ 運用開始

（平成30年度） （平成31年度予算）
 一 百万円 → 1, 2 5 1 百万円

「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」
 中間報告書に基づくイメージ



データヘルス時代の母子保健情報の利活用に係る情報システム改修事業

交付要綱(案)

○「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(案)において、右のとおり、基準額を定めている。

○システム改修事業は事業が年度内に終了しない可能性が想定されるため、翌年度への繰り越しを認めている。

○補助率は**3分の2**としている。

※人口5万人以上の区分については、政令指定都市・中核市・特別区は除く

区分	基準額(円)
人口5万人未満	1,191,000
人口5万人以上※	1,393,000
中核市・特別区	1,625,000
政令指定都市	3,149,000

実施要綱

(※実施要綱(母子保健医療対策総合支援事業の実施について)は令和元年5月17日付で通知)

○ 実施主体 …… 市町村(特別区含む)

○ 事業内容

乳幼児健康診査や妊婦健康診査等の情報について、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため、自治体中間サーバーに情報を登録するにあたり必要なシステム改修等を行う。

○ 留意事項

次に掲げる事項は、事業の対象から除外する。

- ① 基幹システムの改修(団体内統合宛名システムの改修等)
- ② 乳幼児健康診査や妊婦健康診査等のデータ入力
- ③ 母子健康手帳アプリなどの自治体中間サーバーへの情報登録に関連しないシステムの導入や改修
- ④ システムの保守・運営

事前アンケートでの質問についての回答(1)

番号	質問	回答
1	今年度の補助金はどのようなスケジュールか。	補助金のスケジュールは、交付要綱に示しているとおり、 ・当初交付申請 7月末〆切 ・変更交付申請 1月末〆切 となっています。 ただし、変更交付申請での交付決定は、変更交付での申請が多数見込まれる場合、〆切を前倒しする可能性がありますので、ご了承ください。
2	補助は来年度も行うのか。	来年度の補助事業の実施は未定です。 市町村においては、今年度中の交付申請をお願いします。
3	「自治体中間サーバーに情報を登録するにあたり必要なシステム改修等」が補助対象とあるが、システムの新規導入は補助対象となるか。	システムの新規導入も対象としています。
4	「最低限電子化すべき情報」の項目のみのシステム改修で、「標準的な電子的記録様式」の項目について改修をしない場合、補助金は申請できるか。	補助金申請は可能ではあるが、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等において、マイナポータルを活用した、PHRの推進を目指しており、「標準的な電子的記録様式」の項目についても、積極的に整備していただきたい。
5	データ標準レイアウト以外の項目について、市町村独自に項目を追加する場合、補助の対象となるか。	本補助金のシステム改修経費は、厚生労働省で示すデータ標準レイアウトの項目が対象です。

事前アンケートでの質問についての回答(2)

番号	質問	回答
6	実施要綱「第2の7(4)留意事項」にある「①基幹システムの改修(団体内統合宛名システムの改修等)」で示している「基幹システム」とはどのようなものを指すのか。	本補助金の「基幹システム」とは、団体内統合宛名システム(地方公共団体において、団体内統合宛名番号」を管理するとともに、当該番号と個人番号の紐付けを行うためのシステム)等の母子保健分野以外も含む市町村業務全体に係るシステムを想定しています。
7	データ入力作業に係る人件費等は、補助対象となるか。	本補助金では、実施要綱「第2の7(4)留意事項②」で示しているとおり、補助対象外となります。